

おくやみ ハンドブック

久喜市



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2023年7月発行 発行:久喜市
編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

このたびは、心よりお悔やみ申し上げます
みなさまの想いに寄り添う「**よりそい家**」です

大切な思い出の 整理をお手伝い

遺品
整理

空家
管理

遺品整理

遺品整理とは亡くなられた方が残した品を整理する作業のことです。よりそい家ではご遺族の意思によりそい、丁寧な対応を心がけています。



空家管理

空家管理とは入居者が居ない家の総合的管理を行います。思い出の残る家(空家)の定期点検及び建物の劣化を防ぐ・不審者の排除などの対応をさせていただきます。



地元の業者で安心できる、
経験豊富な「よりそい家」にお任せください!!

! 整理士在籍

! 明確な料金

! 不用品買取

よりそい家

運営: 富士コントロールグループ
〒349-1103 久喜市栗橋東2-10-21

TEL.0480-52-0255

休業日

日曜・祭日・第2土曜日・
第3水曜日・第4水曜日



受付時間 AM8:20~PM6:00

<https://yorisoia.fco.co.jp>

産業廃棄物収集運搬業 埼玉県 第01105068845号 古物商第431290029986
一般廃棄物の収集運搬は久喜市の許可業者に委託して行っております。

一般社団法人 遺品整理士認定協会所属スタッフ在籍

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な方	主な手続き【期限】	該当	済	担当	参照ページ
住民登録 印鑑登録	世帯主である方	●世帯主変更の届出 【亡くなった日から14日以内】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民課 (総合窓口) 市民・ パスポート係 各総合支所 市民係 (総合窓口)	4
	印鑑登録をしている方	●印鑑登録証(くき市民カード)の返還	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	マイナンバーカード(個人番号カード) などをお持ちの方	●マイナンバーカード(個人番号カード) などの返還	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
年金	国民年金を受給している方 (国民年金のみ受給)	●未支給年金の請求	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民課 (総合窓口) 市民・ パスポート係 各総合支所 市民係 (総合窓口)	5
	国民年金に加入している方	●遺族基礎年金の請求【5年以内】 ●寡婦年金の請求【5年以内】 ●死亡一時金の請求【2年以内】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	厚生年金・共済年金を受給している方 または加入している方	日本年金機構または各共済組合事務所に 直接お問い合わせください。			市民係 (総合窓口)	6
国民健康保険 後期高齢者 医療	国民健康保険に加入している方	●各種証の返還 ●葬祭費の支給申請【葬儀を行った日の 翌日から2年以内】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国民健康 保険課 給付係 各総合支所 市民係 (総合窓口)	6
	後期高齢者医療に加入している方	●各種証の返還 ●葬祭費の支給申請【葬儀を行った日の 翌日から2年以内】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
介護保険	・65歳以上の方 ・40歳以上65歳未満の方で要介護 認定を受けている方	●介護保険資格喪失届の提出【14日以内】 ●介護保険被保険者証の返還【14日以内】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護保険課 保険料・給付係 各総合支所 高齢者・ 介護保険係	7
高齢者	高齢者福祉サービス を利用している方	●利用廃止(取止め)届の提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高齢者福祉課 高齢者福祉係 各総合支所 高齢者・ 介護保険係	7
税金	市民税・県民税を納めている方	●相続人代表者指定届の提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民税課 市民税 第1係・第2係	7
	市内に固定資産(土地・家屋)を 所有している方	●相続人代表者指定届の提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	市税等の納付が済んでいない方	●納付の相談	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	資産税課 土地係・家屋係 収納課 徴収係	8
バイク 小型特殊 自動車	原動機付自転車(125cc以下)・ 小型特殊自動車を所有している方	●廃車または名義変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民税課 諸税係 各総合支所 市民係 (総合窓口)	8
障がい者 福祉	特別児童扶養手当を受給している方 および受給対象児童	●特別児童扶養手当資格喪失届の提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障がい者 福祉課 障がい者 福祉係 ／自立支援 第1係・第2係 各総合支所 社会福祉係	8
	身体障害者手帳・療育手帳をお持ち の児童(18歳未満)および保護者の方	●身体障害者手帳交付等届または 療育手帳申請届の提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		9
	身体障害者手帳・療育手帳・精神 障害者保健福祉手帳をお持ちの方	●該当する手帳の返還	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	障害福祉サービス受給者証等をお持ちの方	●該当する受給者証等の返還	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	在宅重度心身障害者手当・ 特別障害者手当等を受給している方	●手当の資格喪失届・未支払請求書の提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		10
重度心身障害者医療費の受給資格を 有している方	●重度心身障害者医療費の資格喪失・ 振込先変更届の提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な方	主な手続き【期限】	該当	済	担当	参照ページ
子ども	保育所等に入所している児童 (未移行幼稚園を除く)	●退所の届出		<input type="checkbox"/>	保育課 保育係 各総合支所 児童福祉係	10
	保育所等に入所している児童の 保護者の方(未移行幼稚園を除く)	●保護者変更の届出		<input type="checkbox"/>		
	児童手当を受給している方および 受給対象児童	●児童手当・特例給付受給事由消滅届等 の提出【15日以内】		<input type="checkbox"/>	子ども未来課 医療手当係 各総合支所 児童福祉係	11
	児童扶養手当を受給している方 および受給対象児童	●児童扶養手当資格喪失届等の提出		<input type="checkbox"/>		
	ひとり親家庭等医療費を受給 している方	●ひとり親家庭等医療費受給者 変更(消滅)届等の提出【15日以内】		<input type="checkbox"/>		
	子ども医療費の受給資格を有して いる方および受給対象児童	●子ども医療費受給資格消滅届・子ども 医療費受給資格登録申請書の提出 【15日以内】		<input type="checkbox"/>	子ども未来課 医療手当係 各総合支所 児童福祉係	12
	18歳年度末までの児童を養育している 方(お子さまに障がいのある場合は20 歳未満が対象となる場合があります。)	●児童扶養手当やひとり親家庭等医療費 などの手続きができる場合があります。		<input type="checkbox"/>		
交通	市内循環バスの乗車証をお持ちの方 (身体障害者手帳などの各種手帳を お持ちの方などで運賃が無料となる 青色の乗車証をお持ちの方)	●乗車証の返還		<input type="checkbox"/>	交通企画課 交通企画係 各総合支所 総務管理課 地域振興係	12
	デマンド交通(くきまる)を利用されて いた方	●右記の担当課へご連絡をお願いします。		<input type="checkbox"/>		
	くきふれあいタクシー(補助タク)の 利用登録証をお持ちの方	●利用登録証の返還		<input type="checkbox"/>	13	
上下水道	水道の使用名義人の方	●名義人変更の手続き		<input type="checkbox"/>	上下水道経営課 (鷺宮総合支所内) 料金係 ☎0480-58-1111	13
	農業集落排水処理施設を使用して いる方	●農業集落排水処理施設の使用人数変更 の手続き		<input type="checkbox"/>		
ペット	犬を飼っている方	●犬の登録事項の変更届の提出		<input type="checkbox"/>	庶務課 環境経済・教育分室 環境課(菖蒲 総合支所内) 環境保全・衛生係 ☎0480-85-1111 栗橋・鷺宮総合支所 総務管理課 総務係	13
農地	農地を所有している方	●農地法第3条の3の規定による届出書の提出		<input type="checkbox"/>	農業委員会事務局 (菖蒲総合支所内) ☎0480-85-1111	14
	農業者年金を受給している方	●農業者年金死亡関係届書の提出 (提出先:お近くのJA)		<input type="checkbox"/>		
図書館	久喜市立図書館利用券をお持ちの方	●市立図書館利用券の返還		<input type="checkbox"/>	中央図書館 ☎0480-21-0114 菖蒲図書館 ☎0480-87-1388 栗橋文化会館 図書室 ☎0480-52-2000 鷺宮図書館 ☎0480-58-1002	14

ご遺族の方へ

除籍になった戸籍の交付について

【故人の本籍が久喜市にある場合】

除籍になった戸籍が出来上がるまで死亡届を受理した日から約1週間かかります。

【故人の本籍が久喜市以外にある場合】

除籍になった戸籍が出来上がるまで死亡届を受理した日から約10日～2週間かかります。すぐに本籍地の市区町村に請求をされても、戸籍が出来ていない可能性がございますのでご注意ください。念のため、10日前後に本籍地の市区町村にお問い合わせの上請求されることをおすすめいたします。

※除票になった住民票は故人の住所が久喜市にある場合、死亡届を受理した日から交付できます。

死亡届書の記載事項証明書(死亡診断書の写し)について

遺族基礎年金・遺族厚生年金や郵便局の簡易保険などを請求する際に、死亡届書の記載事項証明書を求められることがあります。

死亡届書の記載事項証明書の交付には、法律による制限があり、下記の使用目的以外での請求では交付ができませんのでご注意ください。

※死亡届の提出前に届出書のコピーを取られることをおすすめします。

使用できる目的

- (1) 郵便局の簡易保険の請求
(死亡保険金の証書上の保険金額が100万円を超えるもの)
- (2) 厚生年金の遺族厚生年金の請求
- (3) 国民年金の遺族基礎年金の請求
- (4) 地方公務員等共済組合の遺族共済年金の請求
- (5) 国家公務員等共済組合の遺族共済年金の請求

申請できない保険の種類

- (1) 生命保険会社の生命保険
- (2) 県民交通災害共済
- (3) 農協共済の生命保険
- (4) その他法令で提出が義務付けされていない保険等

申請ができる方

死亡届の届出人や死亡者のご親族の方で、かつ、対象の保険若しくは年金の請求者(受取人)

必要書類

- (1) 簡易保険証書・年金証書や遺族年金請求者等、受取人であることが確認できるもの
- (2) 窓口へ来られる方の本人確認書類

※故人との関係を確認できるもの(戸籍謄本等)が必要になることがあります。

市役所での手続き

世帯主である方

同一世帯に故人の他に世帯員が2人以上いるときは世帯主変更の手続きをしてください。

手続き・持ち物

世帯主変更の届出

- 来庁される方の本人確認書類

期限

- ▶ 亡くなった日から14日以内

受付窓口

- 市民課(総合窓口)市民・パスポート係 ☎ 0480-22-1111
- 菖蒲総合支所市民係(総合窓口) ☎ 0480-85-1111
- 栗橋総合支所市民係(総合窓口) ☎ 0480-53-1111
- 鷺宮総合支所市民係(総合窓口) ☎ 0480-58-1111

印鑑登録をしている方

故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑登録証(くき市民カード)を返還してください。

手続き・持ち物

印鑑登録証(くき市民カード)の返還

- 故人の印鑑登録証
(くき市民カード)

期限

- ▶ 速やかに

受付窓口

- 市民課(総合窓口)市民・パスポート係 ☎ 0480-22-1111
- 菖蒲総合支所市民係(総合窓口) ☎ 0480-85-1111
- 栗橋総合支所市民係(総合窓口) ☎ 0480-53-1111
- 鷺宮総合支所市民係(総合窓口) ☎ 0480-58-1111

マイナンバーカード(個人番号カード)などをお持ちの方

死亡届出によって以下のカードは無効になります。返納していただくか破棄してください。

マイナンバー(個人番号)は相続などの手続きで必要になる場合がありますので、全ての手続きが終わってから返納(破棄)してください。

手続き・持ち物

マイナンバーカード(個人番号カード)などの返還

- 故人のマイナンバーカード
(個人番号カード)
- 故人の通知カード
- 故人の住民基本台帳カード

期限

- ▶ なし

受付窓口

- 市民課(総合窓口)市民・パスポート係 ☎ 0480-22-1111
- 菖蒲総合支所市民係(総合窓口) ☎ 0480-85-1111
- 栗橋総合支所市民係(総合窓口) ☎ 0480-53-1111
- 鷺宮総合支所市民係(総合窓口) ☎ 0480-58-1111

相続のお悩みは

けやき 相続相談室

遺言・相続
無料相談!



① 税理士・行政書士などの専門家が対応

30人を超える専門家が所属。外部弁護士・司法書士とも密に連携しており、「誰に相談したらいいのかわからない」ときでも大丈夫。

② 地元ならではの丁寧な対応

地域の金融機関、司法書士、葬儀社、不動産業者と長年にわたる信頼関係を築いています。現地調査にもしっかり足を運びます。

③ 創業40年の豊富な経験と実績

けやき相続相談室は、創業1976年(昭和51年)、地域最大手として知られる「(株)けやきの経営」「税理士法人けやきの会計」が運営しています。

**2回目でも3回目でも、
ご相談は無料です**



☎ **0120-77-1139**

電話受付時間

月曜日～金曜日 9:00～16:00

けやき相続相談室 <https://keyaki-souzoku.com/>

各相談所

- ▼加須相談所：〒347-0064 埼玉県加須市東栄1丁目13-11
- ▼久喜相談所：〒346-0003 埼玉県久喜市久喜中央2丁目9-30
- ▼幸手相談所：〒340-0114 埼玉県幸手市東2丁目3-6
- ▼古河相談所：〒306-0033 茨城県古河市中央町1丁目8-5



面談は
土曜日、日曜日、
また平日夜間
でもOK!

予約制

※ご予約お電話は電話受付時間内にお願いたします

国民年金を受給している方(国民年金のみ受給)

故人が年金を受給しており、ご遺族が次に該当すると未支給年金の請求ができる場合があります。

年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた

(1)配偶者(2)子(3)父母(4)孫(5)祖父母(6)兄弟姉妹(7)その他(1)～(6)以外の3親等内の親族

手続き・持ち物

未支給年金の請求

- 故人の年金証書 故人との続柄が明らかにできる戸籍謄本
- 生計同一証明書(必要な場合があります)
- 請求者の預貯金通帳 請求者の住民票 故人の除票

※請求者のマイナンバー(個人番号)が分かる場合は、住民票・除票の添付が省略できます。

期限

▶速やかに

受付窓口

- 市民課(総合窓口)市民・パスポート係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲総合支所市民係(総合窓口) ☎0480-85-1111
- 栗橋総合支所市民係(総合窓口) ☎0480-53-1111
- 鷺宮総合支所市民係(総合窓口) ☎0480-58-1111



国民年金に加入している方

故人とご遺族が次に該当する場合、年金や一時金が支給される可能性があります。

【故人について】

●遺族基礎年金

- ・国民年金の被保険者
- ・老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方

●寡婦年金

10年以上の保険料納付期間(免除期間を含む)があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合

●死亡一時金

3年以上の保険料納付期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合

【ご遺族について】

●遺族基礎年金

- ・故人の子のある配偶者
- ・故人の子

※子とは、18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子

●寡婦年金

故人と10年以上婚姻関係にある妻

●死亡一時金

(1)配偶者(2)子(3)父母(4)孫(5)祖父母(6)兄弟姉妹

※支給は(1)～(6)の順で、先順位者がいる場合は、後順位者は受け取ることができません。

手続き・持ち物

遺族基礎年金の請求／寡婦年金の請求／死亡一時金の請求

- 故人との続柄が明らかにできる戸籍謄本
- 生計同一証明書(必要な場合があります)
- 請求者の預貯金通帳 請求者の住民票 故人の除票

※請求者のマイナンバー(個人番号)が分かる場合は、住民票・除票の添付が省略できます。

期限

遺族基礎年金の請求／寡婦年金の請求

▶亡くなった日から5年以内

死亡一時金の請求

▶亡くなった日から2年以内

受付窓口

- 市民課(総合窓口)市民・パスポート係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲総合支所市民係(総合窓口) ☎0480-85-1111
- 栗橋総合支所市民係(総合窓口) ☎0480-53-1111
- 鷺宮総合支所市民係(総合窓口) ☎0480-58-1111

厚生年金・共済年金を受給している方または加入している方

年金の種別や加入状況により手続きの種類やご準備いただく書類が異なります。
事前に管轄の日本年金機構または各共済組合事務所に手続きの方法を確認してください。

●日本年金機構春日部年金事務所 ☎048-737-7112 ●各共済組合事務所

国民健康保険に加入している方

故人が国民健康保険の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。(久喜市電子申請・届出サービスでも手続き可能です。)

手続き・持ち物

各種証の返還／葬祭費の支給申請

- 故人の国民健康保険被保険者証
- 葬祭執行者(喪主)が確認できる書類
(会葬礼状、葬儀の領収書等)
- 葬祭執行者(喪主)の通帳 相続人代表者の通帳

期限

各種証の返還

▶速やかに

葬祭費の支給申請

▶葬儀を行った日の翌日から
2年以内

受付窓口

- 国民健康保険課給付係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲総合支所市民係(総合窓口) ☎0480-85-1111
- 栗橋総合支所市民係(総合窓口) ☎0480-53-1111
- 鷲宮総合支所市民係(総合窓口) ☎0480-58-1111

電子申請・届出サービスの二次元コード



後期高齢者医療に加入している方

故人が後期高齢者医療保険の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

各種証の返還／葬祭費の支給申請

- 故人の後期高齢者医療被保険者証
- 葬祭執行者(喪主)が確認できる書類
(会葬礼状、葬儀の領収書等)
- 葬祭執行者(喪主)の通帳 相続人代表者の通帳
- 相続人代表者の印鑑(認印)

期限

各種証の返還

▶速やかに

葬祭費の支給申請

▶葬儀を行った日の翌日から
2年以内

受付窓口

- 国民健康保険課給付係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲総合支所市民係(総合窓口) ☎0480-85-1111
- 栗橋総合支所市民係(総合窓口) ☎0480-53-1111
- 鷲宮総合支所市民係(総合窓口) ☎0480-58-1111



65歳以上の方

40歳以上65歳未満の方で要介護認定を受けている方

故人が65歳以上の方、40歳以上65歳未満の方で要介護認定を受けていた方の場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

介護保険資格喪失届の提出／介護保険被保険者証の返還

故人の介護保険被保険者証

※要介護認定の申請中の方は速やかにご連絡ください。

期限

▶ 14日以内

受付窓口

- 介護保険課保険料・給付係 ☎ 0480-22-1111
- 菖蒲総合支所高齢者・介護保険係 ☎ 0480-85-1111
- 栗橋総合支所高齢者・介護保険係 ☎ 0480-53-1111
- 鷺宮総合支所高齢者・介護保険係 ☎ 0480-58-1111

高齢者福祉サービスを利用している方

故人が高齢者福祉サービスを受けていた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

利用廃止(取止め)届の提出

持ち物は、利用のサービスにより異なりますので、お問い合わせください。

期限

▶ 速やかに

受付窓口

- 高齢者福祉課高齢者福祉係 ☎ 0480-22-1111
- 菖蒲総合支所高齢者・介護保険係 ☎ 0480-85-1111
- 栗橋総合支所高齢者・介護保険係 ☎ 0480-53-1111
- 鷺宮総合支所高齢者・介護保険係 ☎ 0480-58-1111



市民税・県民税を納めている方

故人が市民税・県民税を納付していた(課税されていた)場合、相続人代表者の指定をしてください。

手続き・持ち物

相続人代表者指定届出書の提出

期限

▶ 速やかに

受付窓口

- 市民税課市民税第1係・第2係 ☎ 0480-22-1111

市内に固定資産(土地・家屋)を所有している方

故人が市内に固定資産(土地・家屋)を所有していた場合、相続人代表者の指定をしてください。

手続き・持ち物

相続人代表者指定届出書の提出

受付窓口

●資産税課土地係・家屋係
☎0480-22-1111

期限

▶速やかに

市税等の納付が済んでいない方

故人の市税等の納付が済んでいない場合は、納付に関する相談をしてください。

手続き・持ち物

納付の相談

故人との関係が分かるもの

受付窓口

●収納課徴収係
☎0480-22-1111

期限

▶速やかに

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している方

故人が原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車を所有していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

廃車または名義変更

- ナンバープレート(ナンバーを変えずに名義変更する場合は不要)
- 来庁される方の本人確認書類

期限

▶速やかに

受付窓口

- 市民税課諸税係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲総合支所市民係(総合窓口) ☎0480-85-1111
- 栗橋総合支所市民係(総合窓口) ☎0480-53-1111
- 鷺宮総合支所市民係(総合窓口) ☎0480-58-1111

特別児童扶養手当を受給している方および受給対象児童

故人が特別児童扶養手当を受給していた場合および受給対象児童の場合は、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

特別児童扶養手当資格喪失届の提出

- 新しい受給者の振込先口座がわかるもの
- 特別児童扶養手当証書 除籍になった戸籍

期限

▶速やかに

受付窓口

- 障がい者福祉課障がい者福祉係 自立支援第1係・第2係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲総合支所社会福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋総合支所社会福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮総合支所社会福祉係 ☎0480-58-1111

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの児童(18歳未満)および保護者の方

故人が身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの児童(18歳未満)の保護者だった場合には、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

身体障害者手帳交付等届または療育手帳申請届の提出

▶速やかに

- 児童の身体障害者手帳 児童の療育手帳

受付窓口

- 障がい者福祉課障がい者福祉係 自立支援第1係・第2係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲総合支所社会福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋総合支所社会福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮総合支所社会福祉係 ☎0480-58-1111

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

故人が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

該当する手帳の返還

▶速やかに

- 故人の身体障害者手帳 故人の療育手帳
 故人の精神障害者保健福祉手帳

受付窓口

- 障がい者福祉課障がい者福祉係 自立支援第1係・第2係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲総合支所社会福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋総合支所社会福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮総合支所社会福祉係 ☎0480-58-1111

障害福祉サービス受給者証等をお持ちの方

故人が障害福祉サービス受給者証等を所持していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

該当する受給者証等の返還

▶速やかに

- 故人の障害福祉サービス受給者証
 故人の地域生活支援事業利用証
 故人の自立支援医療費受給者証

受付窓口

- 障がい者福祉課障がい者福祉係 自立支援第1係・第2係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲総合支所社会福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋総合支所社会福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮総合支所社会福祉係 ☎0480-58-1111

在宅重度心身障害者手当・特別障害者手当等を受給している方

故人が在宅重度心身障害者手当・特別障害者手当を受給していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

手当の資格喪失届・未支払請求書の提出

▶速やかに

振込先口座がわかるもの

受付窓口

- 障がい者福祉課障がい者福祉係 自立支援第1係・第2係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲総合支所社会福祉係 ☎0480-85-1111 ● 栗橋総合支所社会福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮総合支所社会福祉係 ☎0480-58-1111

重度心身障害者医療費の受給資格を有している方

故人が重度心身障害者医療費の受給資格を有していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

重度心身障害者医療費の資格喪失・振込先変更届の提出

▶速やかに

- 故人の重度心身障害者医療費受給者証
- 相続人代表者の振込先口座がわかるもの

受付窓口

- 障がい者福祉課障がい者福祉係 自立支援第1係・第2係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲総合支所社会福祉係 ☎0480-85-1111 ● 栗橋総合支所社会福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮総合支所社会福祉係 ☎0480-58-1111

保育所等に入所している児童(未移行幼稚園を除く)

保育所等に入所している児童が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

受付窓口

退所の届出

- 保育課保育係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲総合支所児童福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋総合支所児童福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮総合支所児童福祉係 ☎0480-58-1111

期限

▶速やかに

保育所等に入所している児童の保護者の方(未移行幼稚園を除く)

保育所等に入所している児童の保護者が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

受付窓口

保護者変更の届出

- 保育課保育係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲総合支所児童福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋総合支所児童福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮総合支所児童福祉係 ☎0480-58-1111

期限

▶速やかに

児童手当を受給している方および受給対象児童

児童手当を受給している方および受給対象児童が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

児童手当・特例給付受給事由消滅届等の提出

▶ 15日以内

事由により必要書類が異なりますのでお問い合わせください。

受付窓口

- 子ども未来課医療手当係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲総合支所児童福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋総合支所児童福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷲宮総合支所児童福祉係 ☎0480-58-1111

児童扶養手当を受給している方および受給対象児童

児童扶養手当を受給している方および受給対象児童が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

児童扶養手当資格喪失届等の提出

▶ 速やかに

事由により必要書類が異なりますのでお問い合わせください。

受付窓口

- 子ども未来課医療手当係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲総合支所児童福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋総合支所児童福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷲宮総合支所児童福祉係 ☎0480-58-1111

ひとり親家庭等医療費を受給している方

ひとり親家庭等医療費を受給している方および受給対象児童が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

ひとり親家庭等医療費受給者変更(消滅)届等の提出

▶ 15日以内

事由により必要書類が異なりますのでお問い合わせください。

受付窓口

- 子ども未来課医療手当係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲総合支所児童福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋総合支所児童福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷲宮総合支所児童福祉係 ☎0480-58-1111

子ども医療費の受給資格を有している方および受給対象児童

子ども医療費の受給資格を有している方および受給対象児童が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

子ども医療費受給資格消滅届・子ども医療費受給資格登録申請書の提出

▶ 15日以内

- 子どもの健康保険証
- 新しい受給者の方の振込口座がわかるもの
- 子ども医療費受給資格証

受付窓口

- 子ども未来課医療手当係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲総合支所児童福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋総合支所児童福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷲宮総合支所児童福祉係 ☎0480-58-1111

山下行政・労務コンサルティング 山下行政書士事務所



預貯金解約



遺産分割



不動産登記

相続後の手続きは相続・遺言専門行政書士へお任せください
司法書士・税理士と連携しており、全て当事務所で対応いたします

相続後の主な手続き

- ・ 遺言書の有無確認
- ・ 法定相続情報一覧表の作成
- ・ 遺産分割協議書の作成
- ・ 不動産名義の変更登記
- ・ 銀行預金等の解約手続き
- ・ 相続税の申告・納付

まずはお気軽にお電話ください

電話受付時間 9:00-18:00 (土・日・祝日も受付対応)

初回相談無料

☎ : 048-856-9342

山下行政・労務コンサルティング 山下行政書士事務所

代表 特定社会保険労務士・特定行政書士 山下清徳 (幸手市在住)

〒330-0845 埼玉県さいたま市大宮区仲町 3-105 千鳥ビル 5F

E-mail : yamashitaoffice@hb.tpl.jp HP : <http://yamashitaconsulting.com/>



18歳年度末までの児童を養育している方 (お子さまに障がいのある場合は20歳未満が対象となる場合があります。)

18歳年度末までの児童を養育している方が亡くなられた場合、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費などの手続きができる場合があります。(お子さまに障がいのある場合は20歳未満が対象となる場合があります。)

手続き・持ち物

期限

事由により必要書類が異なりますのでお問い合わせください。※所得制限があります。

▶速やかに

受付窓口

- 子ども未来課医療手当係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲総合支所児童福祉係 ☎0480-85-1111
- 栗橋総合支所児童福祉係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮総合支所児童福祉係 ☎0480-58-1111

市内循環バスの乗車証をお持ちの方(身体障害者手帳などの各種手帳をお持ちの方などで運賃が無料となる青色の乗車証をお持ちの方)

故人が市内循環バスの乗車証を所持していた場合、次の手続きをしてください。

(身体障害者手帳などの各種手帳をお持ちの方などで運賃が無料となる青色の乗車証をお持ちの方)

手続き・持ち物

期限

乗車証の返還

▶速やかに

故人の市内循環バスの乗車証

※乗車証がお手元がない場合は、下記の受付窓口にご連絡だけでもお願いします。

受付窓口

- 交通企画課交通企画係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲総合支所総務管理課地域振興係 ☎0480-85-1111
- 栗橋総合支所総務管理課地域振興係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮総合支所総務管理課地域振興係 ☎0480-58-1111

デマンド交通(くきまる)を利用されていた方

デマンド交通(くきまる)を利用されていた方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

期限

下記の受付窓口にご連絡をお願いします。

▶速やかに

受付窓口

- 交通企画課交通企画係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲総合支所総務管理課地域振興係 ☎0480-85-1111
- 栗橋総合支所総務管理課地域振興係 ☎0480-53-1111
- 鷺宮総合支所総務管理課地域振興係 ☎0480-58-1111



くきふれあいタクシー(補助タク)の利用登録証をお持ちの方

故人がくきふれあいタクシー(補助タク)の利用登録証を所持していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

利用登録証の返還

故人の利用登録証

※利用登録証がお手元がない場合は、右記の受付窓口にご連絡だけでもお願いします。

期限

▶速やかに

受付窓口

- 交通企画課交通企画係 ☎0480-22-1111
- 菖蒲総合支所総務管理課地域振興係 ☎0480-85-1111
- 栗橋総合支所総務管理課地域振興係 ☎0480-53-1111
- 鷲宮総合支所総務管理課地域振興係 ☎0480-58-1111

水道の使用名義人の方

故人が水道の使用名義人の場合、次の手続きをしてください。(久喜市電子申請・届出サービスでも手続き可能です。)

手続き・持ち物

名義人変更の手続き

※右記の受付窓口にご連絡ください。

期限

▶速やかに

受付窓口

- 上下水道料金徴収事務受託者(鷲宮総合支所内)
☎0480-58-1111
※担当:上下水道経営課料金係

水道使用者名義変更届二次元コード



農業集落排水処理施設を使用している方

故人が農業集落排水処理施設を使用していた場合、次の手続きをしてください。(久喜市電子申請・届出サービスでも手続き可能です。)

手続き・持ち物

農業集落排水処理施設の使用人数変更の手続き

※右記の受付窓口にご連絡ください。

期限

▶速やかに

※農業集落排水処理施設使用料は、ご連絡いただいた翌月の使用分から変更となります。

受付窓口

- 上下水道料金徴収事務受託者(鷲宮総合支所内)
☎0480-58-1111
※担当:上下水道経営課料金係

農業集落排水処理施設使用料の人数変更届二次元コード



犬を飼っている方

犬の飼い主だった方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

犬の登録事項の変更届の提出

期限

▶速やかに

※犬の所在地を市外に移す場合は、久喜市で交付した犬鑑札を持参して新所在地の市役所等で手続きを行ってください。

受付窓口

- 庶務課環境経済・教育分室 ☎0480-22-1111
- 環境課環境保全・衛生係(菖蒲総合支所内) ☎0480-85-1111
- 栗橋総合支所総務管理課総務係 ☎0480-53-1111
- 鷲宮総合支所総務管理課総務係 ☎0480-58-1111

農地を所有している方

故人が農地を所有していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

農地法第3条の3の規定による届出書の提出

相続人の方の印鑑(認印)

受付窓口

● 農業委員会事務局
(菖蒲総合支所内)
☎0480-85-1111

期限

▶ 農地の相続が発生してから
おおむね10ヵ月以内

農業者年金を受給している方

農業者年金を受給している方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

農業者年金死亡関係届書の提出

故人の世帯構成により必要書類が異なりますので農業委員会事務局(☎0480-85-1111)またはお近くのJAにお問い合わせください。

受付窓口

● お近くのJA

期限

▶ 速やかに

久喜市立図書館利用券をお持ちの方

故人が市立図書館利用券を所持していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

市立図書館利用券の返還

故人の市立図書館利用券

受付窓口

● 中央図書館 ☎0480-21-0114
● 菖蒲図書館 ☎0480-87-1388
● 栗橋文化会館図書室 ☎0480-52-2000
● 鷲宮図書館 ☎0480-58-1002

期限

▶ 速やかに



市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	運転免許証	返納手続き		<input type="checkbox"/>	お近くの警察署または運転免許センター
	普通自動車	廃車または名義変更		<input type="checkbox"/>	管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所
	軽自動車(四輪)	廃車または名義変更		<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会埼玉事務所春日部支所 ☎050-3816-3113
	・二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下) ・二輪の小型自動車 (250cc超)	廃車または名義変更		<input type="checkbox"/>	春日部自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2028
	国税関係(所得税)	所得税の準確定申告 (一定の要件に該当する方)		<input type="checkbox"/>	春日部税務署 ☎048-733-2111
	国税関係(相続税)	相続税の申告 (財産を相続し申告の必要がある方)		<input type="checkbox"/>	春日部税務署 ☎048-733-2111
	財産相続関係	相続の放棄・限定承認		<input type="checkbox"/>	家庭裁判所 久喜出張所 ☎0480-21-0157
	不動産(土地・建物) 登記関係	不動産(土地・建物)の 相続登記		<input type="checkbox"/>	さいたま地方法務局 久喜支局 ☎0480-21-0215
	生命保険	死亡保険金の請求 入院給付金の請求等		<input type="checkbox"/>	各保険会社または代理店
	損害保険	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各保険会社または代理店
	預貯金口座等	口座凍結解除の手続き		<input type="checkbox"/>	各金融機関等
	電気・ガス	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	固定電話・携帯電話	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	インターネット	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	NHK受信料	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	NHKさいたま放送局 ☎048-833-2041(代表)
クレジットカード	解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社	

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
ローン 借入金	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・ 損害／傷害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・ 企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考



抱え込まずにご相談ください

大切なご家族を亡くされてお葬式を終えると
 一息つく間もなく、さまざまな手続きを進めなければなりません。
 ご法事、お仏壇、お墓、ご返礼品、そして相続や遺品整理など…
 はせがわでは、そんなお客さまに寄り添い、
 心穏やかに手を合わせらせる時間を大切にさせていただけるように
 誠実にサポートします。



相続サポート



仏壇・ご供養



遺品整理サポート



ライフプランご提案

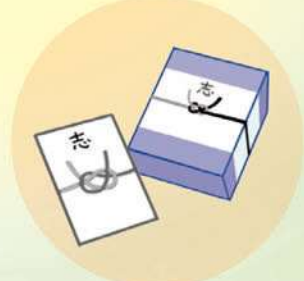
大切なこと、
 抱え込まずに
 相談してみませんか。



お墓・納骨



不動産相続サポート



法事ギフトご提案



久喜店

通話無料

0120-401-194

埼玉県久喜市
久喜北1-9-10 **P** 有り

モラージュ菖蒲店

通話無料

0120-764-376

埼玉県久喜市菖蒲町
菖蒲 6005-1 モラージュ菖蒲 3F **P** 有り

店舗情報は
こちら



委任状

令和 年 月 日

(あて先) 久喜市長

委任者 住所 _____
氏名 _____
生年月日 _____
電話番号 _____

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人 住所 _____
(窓口に来られる人) 氏名 _____
生年月日 _____

委任事項

(故人) _____ の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- 住民異動届(世帯主の変更等)の届出に関する権限
- 住民票(除票)の交付申請および受領の権限
- 戸籍証明書の交付申請および受領の権限

[本籍: _____ 筆頭者氏名: _____]

- 市税に関する証明書の交付申請および受領の権限ならびに税に関する各種手続きの権限

-
-
-

弁護士 石田晴久 弁護士 石田道哉

石田晴久法律事務所

住所 埼玉県久喜市栗原 2 丁目 9-30

TEL **0480-23-1003**



営業時間

9:00 ~ 17:00

17:00 以降、土日要相談

※事前にご予約ください。

休業日

土曜、日曜、祝日

<相続関係ご相談>

遺言書作成、遺産分割

遺留分減殺請求、相続放棄

生前贈与 ほか

● 基本相談料 30分 5,500円 (税込)

● 法テラス登録弁護士

※お電話でのご相談はお受けできませんのでご了承下さい。

地元密着の法律事務所

相続以外のことでもご相談ください。

アクセス

JR・東武久喜駅東口より朝日バスに乗車していただき「本郷児童公園入口」停留所よりすぐ前のところになります。

有限会社

ハウスクリエイト

久喜市久喜中央4丁目1番36号

久喜駅西口 徒歩4分

空き家の管理・売却
相続不動産の売却
不動産サポート



TEL: **0480-23-8224** 埼玉県知事(5)第19052号

お気軽にお問い合わせ下さい！！



相続登記はお済みですか？

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。令和6年4月1日から相続登記の申請が義務になります。

相続登記をしないと…？



❗ 手間とお金がかかる!

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となる恐れがあります。

❗ 不動産を任意のタイミングで処分できない!

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

など、思わぬ不利益を受けることも…。

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のおりに相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

①相続が発生したこと及び相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ●除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

②相続人全員の住民票の写し

③登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

[手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。]

※委任状必須

法務局HPよりダウンロードが可能です!

STEP3 登記所へ申請

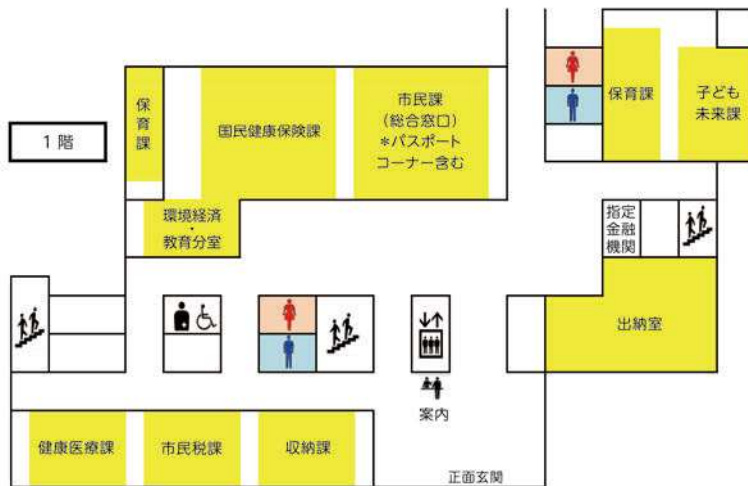
土地・建物を管轄する登記所に必要書類と登記申請書を提出し申請します。

完了

登記の手続きは法務省HPまで

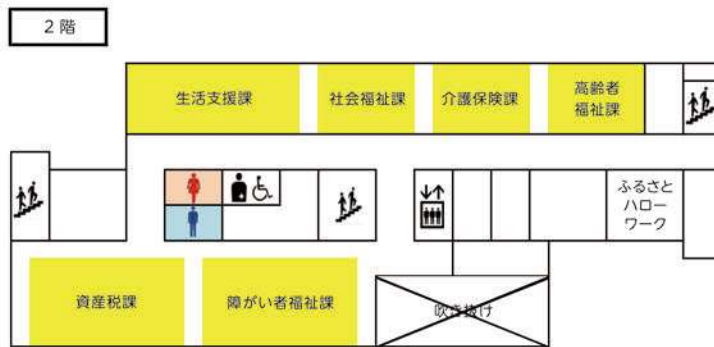
法務省HP(<http://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

フロアマップ



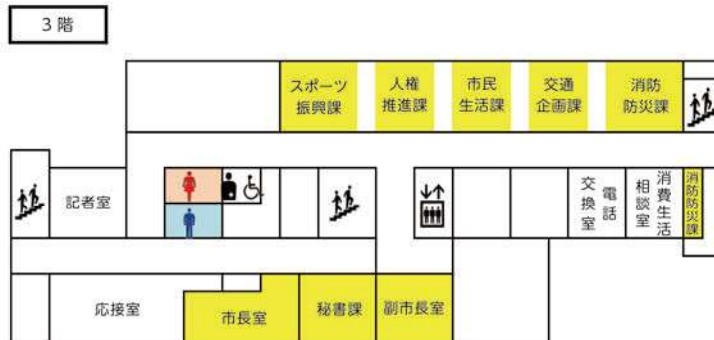
1階

市民課（総合窓口）
国民健康保険課
市民税課
収納課
子ども未来課
保育課
環境経済・教育分室



2階

資産税課
介護保険課
高齢者福祉課
障がい者福祉課



3階

交通企画課

久喜市役所本庁舎1階から3階までのフロアマップを掲載しています。
上記以外の課をお知りになりたい場合は、お手数ですが久喜市のホームページからご確認ください。

インターネットで

検索 🔍

と検索いただくか、右の二次元コードを読み取りください。



久喜市に
根付いて
50年超

「故人の想い」を繋ぐお手伝い

相続のご相談は 司法書士上原事務所まで

この度は大切な方を亡くされ、心身ともに大変なことと思います。
悲しみに包まれている中で、進めていかなければいけない様々な手続き。
『どこから手を付けていいか分からない』とご混乱されている方も多いのではないのでしょうか。

相続手続きは、「故人の想い」と
「故人とともに人生を歩んでこられた方の想い」を繋ぐ、
大切な手続きです。

『どこから手を付けていいか分からない』ときは、当事務所までご相談ください。

御心が少し落ち着いてからで大丈夫です。
想いを繋ぐ手続きを、お手伝いいたします。

戸籍収集

遺産分割協議書
の作成

※遺産に不動産が含まれる場合

不動産の
名義変更

預貯金の
名義変更

相続放棄

初回の相談料
無料

事前のお電話予約を
お願いします

必要に応じて、地域の弁護士・税理士・
不動産業者等もご紹介し、連携して対応いたします。
お悩みごと、ご不安なこと、なんでもお気軽にお尋ねください。

ご相談、お待ちしております

司法書士上原事務所

埼玉司法書士会 登録番号 埼玉第1144号

☎ 0480-22-0039

[受付時間] 平日9:00~18:00 〒346-0005 埼玉県久喜市本町4丁目2-44



久喜中学校
グラウンド
目の前

駐車場
4台有り

ご相続のことでお困り事はございませんか？

遺品整理・不用品の回収・空き家の管理はお任せください。



片付けられずに溜まってしまっているお品はありませんか？

ご家族の思い出が詰まったものだからこそ、

一緒に整理していきましょう。

スピーディー&リーズナブルに年中無休で対応させていただきます。



Point 1

遺品整理・ 不用品回収

1品から1軒まるごとまで、どんなものでも回収いたします。ワケアリ物件のお片付けもOKです。

Point 2

庭木の手入れ・ 伐採

庭木の剪定、立ち木の伐採、除草、消毒、伐根などを行います。
(庭師在籍)

Point 3

空き家の管理

定期的な除草剤散布、室内の風通し、水道の水通しなど

こんなことでお困りじゃないですか？



自宅から遠くて対応できない



何から始めれば良いのかわからない



見積りのあとに高額請求があるんじゃないか

まずは
お電話を

無料お見積りも受け付けておりますので、安心してご連絡ください！

☎0120-884-779

(株)埼玉タウン

営業時間
8:00~20:00

埼玉タウン

検索

<https://saitamatown.net/>

一般廃棄物収集運搬許可 久宮衛指令第4号
遺品整理士 認定番号 IS06154号 / 古物商 第431280040160号
産業廃棄物収集運搬許可 第01100216254号



所在地 埼玉県久喜市六万部568-1